

横手市議会 平成25年第4回9月定例会提出案件

| 区分     | 議案等の名称                               | 概要説明                              |
|--------|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 諮問第1号  | 人権擁護委員候補者の推薦について                     |                                   |
| 諮問第2号  | 人権擁護委員候補者の推薦について                     |                                   |
| 諮問第3号  | 人権擁護委員候補者の推薦について                     |                                   |
| 諮問第4号  | 人権擁護委員候補者の推薦について                     |                                   |
| 諮問第5号  | 人権擁護委員候補者の推薦について                     |                                   |
| 諮問第6号  | 人権擁護委員候補者の推薦について                     |                                   |
| 諮問第7号  | 人権擁護委員候補者の推薦について                     |                                   |
| 報告第36号 | 専決処分の報告について<br>(損害賠償額の決定・和解に関する専決処分) | 公用車による物損事故の損害賠償                   |
| 報告第37号 | 専決処分の報告について<br>(損害賠償額の決定・和解に関する専決処分) | 草刈作業中における物損事故の損害賠償                |
| 報告第38号 | 専決処分の報告について<br>(損害賠償額の決定・和解に関する専決処分) | 公用車による物損事故の損害賠償                   |
| 報告第39号 | 専決処分の報告について<br>(損害賠償額の決定・和解に関する専決処分) | 公用車による物損事故の損害賠償                   |
| 報告第40号 | 精算報告書の報告について<br>(平成24年度横手市一般会計継続費)   | まちづくり交付金事業及び横手地区中学校統合事業の継続費の精算の報告 |

| 区分      | 議案等の名称  | 概要説明   |
|---------|---|--|
| 議案第99号  | <p>横手市伝統的建造物群保存地区における横手市市税賦課徴収条例の特例を定める条例</p> <p>(公布日施行<br/>国の重要伝統的建造物群保存地区の選定に係る告示の日以後最初に到来する1月1日を賦課期日とする年度分以後の年度から適用)</p> | <p>横手市増田伝統的建造物群保存地区が、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されることにより、当該地区内における土地利用に関する規制が生ずるため、固定資産税の減額(不均一課税)の特例を定めるもの。</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>伝統的建造物として定められた家屋の敷地の用に供する土地…二分の一</li> <li>上記以外の保存地区内の土地(課税地目が宅地に限る)…五分の一</li> <li>伝統的建造物以外の家屋で保存計画に定める修景した家屋…修景後5年間に限り五分の一</li> </ul> |
| 議案第100号 | <p>横手市子ども・子育て会議設置条例</p> <p>(H25. 10. 1施行)</p>   | <p>子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て会議を設置するための条例の制定。</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組織：委員20人以内</li> <li>任期：2年(再任を妨げない)</li> <li>会議：過半数の出席必要等</li> </ul> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正</li> </ul>                                |
| 議案第101号 | <p>横手市増田町地域センター設置条例の一部を改正する条例</p> <p>(H26. 4. 1施行)</p>  | <p>施設を効果的に運営するため、施設の管理を指定管理者に行なわせることができるようにするための条例の一部改正。</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者による管理及び業務について</li> </ul>  |
| 議案第102号 | <p>横手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(公布日施行)</p>  | <p>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、不在者投票立会人の定めを追加するもの。</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不在者投票立会人の報酬<br/>1日につき 10,700円<br/>旅費 別表1相当額</li> </ul>  |

| 区分      | 議案等の名称   | 概要説明  |
|---------|--|---|
| 議案第103号 | <p>横手市特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する等の条例<br/>(H26. 4. 1施行)</p>          | <p>老人福祉施設を社会福祉法人に譲渡等するための条例の一部改正等。</p> <hr/> <p>内容<br/>           廃止する施設<br/>           (特養6施設) 憩寿園・雄水苑・鶴寿苑・シルバードームいきいきの郷・すこやか大雄・平寿苑<br/>           (デイサービス3施設) 康寿館・ふるさと館・雄風荘</p> <hr/> <p>その他<br/>           ・横手市デイサービスセンター設置条例の廃止<br/>           ・横手市居宅介護支援事業所設置条例の廃止</p> |
| 議案第104号 | <p>横手市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例<br/>(公布日施行)</p>               | <p>中小企業信用保険法の改正に伴い、関係部分の整理を行うための条例の一部改正。</p> <hr/> <p>内容<br/>           「横手市中小企業融資あっせんに関する条例」(マル横融資条例)において支援対象としている「小規模企業者」の定義は、中小企業信用保険法第2条第2項によるものとしているが、同法の一部改正により同項が第3項となったことから、関係条文の整備を行うもの。</p>   |
| 議案第105号 | <p>横手市増田伝統的建造物伝承施設設置条例の一部を改正する条例<br/>(公布日施行)</p>               | <p>施設を効果的に運営するため、施設の管理を指定管理者に行なわせることが出来るようにするための条例の一部改正。</p> <hr/> <p>内容<br/>           指定管理者による管理及び業務について</p>  |
| 議案第106号 | <p>横手市火災予防条例の一部を改正する条例<br/>(H26. 4. 1施行)</p>                   | <p>消防法施行令の改正に伴い、関係部分の整理を行うための条例の一部改正。</p> <hr/> <p>内容<br/>           消防法施行令の一部改正により、横手市火災予防条例で参照している部分の番号が繰り上がったことから、関係条文の整備を行うもの。</p>  |
| 議案第107号 | <p>横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等の関する条例の一部を改正する条例<br/>(H25. 10. 1施行)</p> | <p>現状の消防団体制に即した消防団の定数とするための条例の一部改正。</p> <hr/> <p>内容<br/>           団員の条例定数を「3, 098人」から「2, 790人」に改正するもの。</p>   |

| 区分      | 議案等の名称                                | 概要説明   |
|---------|---------------------------------------|--|
| 議案第108号 | 横手市立学校設置条例の一部を改正する条例<br>(H28. 4. 1施行) | 横手地区の小学校統合を行うための条例の一部改正。<br>内容 別表第1の境町小学校、黒川小学校、金沢小学校を横手北小学校とし、所要の改正を行う。   |
| 議案第109号 | 工事請負契約の締結について                         | 雄物川地区小学校統合事業 雄物川小学校建設工事<br>工事場所 横手市雄物川町今宿字鳴田35番地<br>契約の方法 指名競争入札<br>契約金額 1,815,345,000円<br>契約期間 平成27年3月13日<br>相手方 横手市平和町10番30号<br>大和組・横手建設・丸茂組 雄物川地区小学校統合事業 雄物川小学校建設工事特定建設工事共同企業体<br>代表者 株式会社大和組 代表取締役 大和 康範           |
| 議案第110号 | 工事請負契約の締結について                         | 雄物川地区小学校統合事業 雄物川小学校電気設備工事<br>工事場所 横手市雄物川町今宿字鳴田35番地<br>契約の方法 指名競争入札<br>契約金額 233,940,000円<br>契約期間 平成27年3月13日<br>相手方 横手市柳田字新藤173番地9<br>ユアテック・サンテックス 雄物川地区小学校統合事業 雄物川小学校電気設備工事特定建設工事共同企業体<br>代表者 株式会社ユアテック 横手営業所 所長 小西 勇太郎 |

| 区分      | 議案等の名称  | 概要説明                      |  |
|---------|---|---------------------------|--|
| 議案第111号 | 工事請負契約の締結について   | 雄物川地区小学校統合事業 雄物川小学校機械設備工事 |  |
|         |   | 工事場所                      | 横手市雄物川町今宿字鳴田35番地   |
|         |   | 契約の方法                     | 指名競争入札   |
|         |   | 契約金額                      | 282,135,000円   |
|         |   | 契約期間                      | 平成27年3月13日   |
| 相手方     | 横手市十文字町梨木字羽場下14番地12<br>羽後設備・荒川施設・佐藤施設 雄物川地区小学校統合事業 雄物川小学校機械設備工事特定建設工事共同企業体<br>代表者 羽後設備株式会社県南支店支店長 京野 伸彦 |                           |  |
| 議案第112号 | 財産の取得について   | 除雪ドーザ13t級 1台              |  |
|         |   | 契約方法                      | 指名競争入札   |
|         |   | 購入金額                      | 17,697,750円  |
|         |   | 相手方                       | 横手市外目字大谷地9番地1<br>ユニキャリア株式会社横手サービスセンター<br>サービスセンター長 高橋 勲司 |
| 議案第113号 | 財産の取得について   | 横手市天下森スキー場圧雪車 1台          |  |
|         |   | 契約方法                      | 指名競争入札   |
|         |   | 購入金額                      | 29,925,000円  |
|         |   | 相手方                       | 男鹿市船越字前野113-12<br>有限会社エンドウ<br>代表取締役 遠藤 敏夫                |

| 区分      | 議案等の名称      | 概要説明  |
|---------|-------------|---|
| 議案第114号 | 財産の取得について   | 平鹿中学校及び雄物川北小学校スクールバス<br>(更新) 中型バス3台                           |
|         |             | 契約方法 指名競争入札   |
|         |             | 購入金額 36,162,000円  |
|         |             | 相手方 横手市大屋新町字牛首戸108番地2<br>秋田いすゞ自動車株式会社横手営業所<br>取締役横手営業所長 佐藤 信英 |
| 議案第115号 | 財産の無償譲渡について | 名称 特別養護老人ホーム憩寿園   |
|         |             | 所在地 横手市十文字町梨木字御休の上108番地                                       |
|         |             | 面積 延床面積 2,454.53㎡<br>(付帯設備、構築物及び備品含む)                         |
|         |             | 相手方 横手市卸町5番10号<br>社会福祉法人横手市社会福祉協議会<br>会長 佐々木 義広               |
| 議案第116号 | 財産の無償譲渡について | 名称 特別養護老人ホーム雄水苑   |
|         |             | 所在地 横手市雄物川町今宿字末館50番地  |
|         |             | 面積 延床面積 3,737.61㎡<br>(付帯設備、構築物及び備品含む)                         |
|         |             | 相手方 横手市卸町5番10号<br>社会福祉法人横手市社会福祉協議会<br>会長 佐々木 義広               |
| 議案第117号 | 財産の無償譲渡について | 名称 特別養護老人ホーム鶴寿苑   |
|         |             | 所在地 横手市山内土淵字鶴ヶ池31番地3  |
|         |             | 面積 延床面積 2,370.80㎡<br>(付帯設備、構築物及び備品含む)                         |
|         |             | 相手方 横手市上境字館133番地5<br>社会福祉法人相和会<br>理事長 萱森 眞雄                   |

| 区分      | 議案等の名称      | 概要説明 |  |
|---------|-------------|------|--|
| 議案第118号 | 財産の無償譲渡について | 名称   | 特別養護老人ホームシルバードーム<br>いきいきの郷                   |
|         |             | 所在地  | 横手市増田町増田字七日町177番地                            |
|         |             | 面積   | 延床面積 2, 875. 35㎡<br>(付帯設備、構築物及び備品含む)         |
|         |             | 相手方  | 横手市横山町1番1号<br>社会福祉法人ファミリーケアサービス<br>理事長 品川 信良 |
| 議案第119号 | 財産の無償譲渡について | 名称   | 特別養護老人ホームすこやか大雄                              |
|         |             | 所在地  | 横手市大雄字八柏谷地103番地1                             |
|         |             | 面積   | 延床面積 3, 250. 50㎡<br>(付帯設備、構築物及び備品含む)         |
|         |             | 相手方  | 横手市横山町1番1号<br>社会福祉法人ファミリーケアサービス<br>理事長 品川 信良 |
| 議案第120号 | 財産の無償譲渡について | 名称   | 特別養護老人ホーム平寿苑                                 |
|         |             | 所在地  | 横手市平鹿町浅舞字館廻353番地                             |
|         |             | 面積   | 延床面積 4, 760. 90㎡<br>(付帯設備、構築物及び備品含む)         |
|         |             | 相手方  | 横手市卸町5番10号<br>社会福祉法人横手市社会福祉協議会<br>会長 佐々木 義広  |
| 議案第121号 | 財産の無償譲渡について | 名称   | デイサービスセンター康寿館                                |
|         |             | 所在地  | 横手市条里二丁目2番17号                                |
|         |             | 面積   | 延床面積 515. 78㎡<br>(付帯設備、構築物及び備品含む)            |
|         |             | 相手方  | 横手市卸町5番10号<br>社会福祉法人横手市社会福祉協議会<br>会長 佐々木 義広  |

| 区分      | 議案等の名称      | 概要説明 |   |
|---------|-------------|------|---|
| 議案第122号 | 財産の無償譲渡について | 名称   | デイサービスセンターふるさと館                             |
|         |             | 所在地  | 横手市上境字谷地中144番地1                             |
|         |             | 面積   | 延床面積 468.21㎡<br>(付帯設備、構築物及び備品含む)            |
|         |             | 相手方  | 横手市上境字館133番地5<br>社会福祉法人相和会<br>理事長 萱森 眞雄     |
| 議案第123号 | 財産の無償譲渡について | 名称   | デイサービスセンター雄風荘                               |
|         |             | 所在地  | 横手市雄物川町今宿字末館47番地2                           |
|         |             | 面積   | 延床面積 441.16㎡<br>(付帯設備、構築物及び備品含む)            |
|         |             | 相手方  | 横手市卸町5番10号<br>社会福祉法人横手市社会福祉協議会<br>会長 佐々木 義広 |